

平成27年第2回定例会 社会委員長報告（H27予算議案）

平成27年3月13日

8番 竹村 安弘です。

社会委員会に審査付託された議案について、3月4日、5日の2日間にわたり委員会を開催し、それぞれ慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第20号「平成27年度 岡谷市一般会計予算」中、担当部分について、審査の主な点をご報告いたします。

『市民環境部』は、「市民生活課」、「医療保険課」及び「環境課」の3課の構成で、職員数は、正規職員38名、嘱託職員5名の合計43名の体制であり、嘱託職員である消費生活相談員1名について、消費生活センター設置に伴い、健康福祉部社会福祉課から移管となり、昨年と比べ1名の増となっている。

市民環境部付の正規職員1名は、引き続き「長野県後期高齢者医療広域連合」に派遣するものであるとのことであります。

次に、『健康福祉部』は、「社会福祉課」、「介護福祉課」、「子ども課」及び「健康推進課」の4課の構成で、「看護専門学校」は、健康推進課の所管施設に位置づけられている。

社会福祉課の障害福祉担当については、障害者の害をひらがな表記とし、また、生活就労支援センターについては生活困窮者が生活保護に陥る前に自立を支援するために新設するものである。

職員数は、正規職員158名、嘱託職員20名の合計178名の体制となる。

前年度との変更点として、社会福祉課の嘱託職員1名の減は、消費生活相談員が市民環境部市民生活課に移管となるものであるが、相談窓口は現行どおり社会福祉課であり、現在の相談体制に支障はない。

介護福祉課の正規職員1名の増は、介護認定者の増加と介護保険制度の改正に伴う事務に対応するために補充するものである。

健康推進課所管の看護専門学校の正規職員1名の増は、現在7名いる教員のうち、長野県から派遣されている教員が3名おり、そのうちの1名が引き上げられるため、教員1名を補充するものであるとのことであります。

それでは各款ごとに、付託事項を踏まえ、審査の内容をご報告いたします。

「歳出」から申し上げます。

2款 総務費の担当部分について。

はじめに、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）付番交付事業」について、

個人番号カードの交付スケジュール及び交付事務の内容について質疑があり、平成27年10月以降、一人ひとりにマイナンバーが記載された通知カードと個人番号カードの申請用紙が郵送され、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まる。平成29年1月より、国の機関間の連携、7月より地方公共団体等との連携が始まる予定である。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、そして12桁の個人番号等が記載・記録されプライバシーの高い個人情報が含まれるものではないとのことであります。

次に、3款 民生費について。

はじめに、「福祉タクシー運行事業」について、

委員より、今年度と同様の事業内容ということであるが、予約が取りづらいとの声もある中で、拡充の考えはないのかとの質疑があり、平成23年9月からGPSシステムが導入されたことで、より近いタクシーを目的地へ配車できるようになったこと、また、乗り合いの対応がスムーズになったことにより、ほとんど苦情は聞かれなくなったとのことである。また、利用状況を調査・分析し、配車台数を見直したことにより、約130万円減額となったとのことであります。

次に、「障害者福祉事業」について。

委員より、障害者グループホームの拡充希望について把握されているかの質疑があり、市内の福祉施設においてグループホームを開所する動きや、市内企業においても就労継続支援B型を立ち上げる動きがあり、徐々に増えてきているとのことであります。

また、委員より、利用者・事業者・行政の3者において情報共有や連携をすることが重要と思われるが、どのように対応しているのか質疑があり、諏訪地域においては、事業者・行政等で構成する自立支援協議会で障害者をどのように支えていけばよいか検討しており、引き続き取り組んでいきたいとのことであります。

次に「介護保険負担事業」について。

委員より、介護保険制度は4月より大幅な改正がされ、特別養護老人ホームの入所基準や所得による自己負担割合の見直し、さらに、通所サービスや訪問介護が介護保険事業から外れることなどの影響について質疑があり、今回の介護保険制度改正は、発足以来の大改正で、制度の持続性を確保するための改正である。介護保険給付費は現在では8兆円から9兆円であるが、2025年には2.4倍の21兆円となる見込みであり、この大幅な増加に対応するべく消費税率を10%にすることで財源が確保される予定であったが、消費税率改定が見送られたことにより、介護保険料の1段階の方のみ公費負担していくことになったとのことである。

2025年問題に向けて、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を大きな柱

として取り組んでいくが、新しい給付事業は、国の猶予期間のうち、要支援1・2の方への対応については2年間検討し、平成29年4月から実施する。また、それ以外の認知症対策などの事業については3年間検討し、平成30年4月から実施する予定とのことである。

特別養護老人ホームの入所基準の見直しについては、平成27年4月から適用し、要介護1・2の方については、国が定める特例により、虐待や重度の認知症など一定の条件があれば入所できることとしている。

また、費用負担の公平化については、一定以上の所得者について平成27年8月から実施し、所得が年金収入で280万円以上、現役世代で年収1,000万円以上あった方が対象で、一律1割負担が2割負担となり、全体の2割の方が該当する見込みである。

なお、介護保険制度の改正について、広域連合でも周知が必要とのこと今後通知をしていくものである。

介護保険事業の枠から漏れる方がいないよう、また、みんなで支えあうようなシステムを構築していきたいとのことでありました。

次に、「地域支援事業」について。

はじめに、本会議において、「認知症にやさしい地域づくり推進事業において、具体的な予算書の該当項目について、委員会で審査を深めてほしい」との付託事項について、

本事業は、認知症について理解する市民の輪が広がることで、認知症の方を温かく見守る地域づくりに繋げることを目的としている。

主な内容としては、認知症サポーターの養成や認知症予防のための介護予防事業であり、市と直営の地域包括支援センター職員が直接実施する部分が多いため、事業費として予算書には記載されておらず、地域支援事業費の任意事業の中に含まれているものである。

経費としては、家庭介護者講演会等の開催にかかる講師謝礼や旅費、また、認知症サポーター養成講座等にかかる教材等消耗品やチラシ印刷費など、66万5,000円を計上している。

このほかにも、認知症に関連する事業として、徘徊高齢者家族支援事業の49万8,000円、さらに、介護予防事業の介護予防普及啓発事業の61万7,000円を計上しており、認知症に係わる事業は地域支援事業費全体で予算計上しているとの答弁がありました。

本会議から付託された部分以外では、委員より、24時間緊急時駆けつけ安心サービス事業の概要について質疑があり、本事業については、今年度から高齢者福祉費から事業を拡大展開し実施しているもので、現在100名ほどの利用があるが、平成27年度は、170名の拡大利用を見込み、計上したものである。

また、利用者から消防署へ直接連絡がいく形であったが、消防が広域一元化になることから、利用者から警備会社へ連絡がいく形へ切り替えて委託をしたもので、緊急時には警

備会社のコールセンターにつながり、状況に応じて消防署もしくは警備員に連絡がいき、駆けつけられる仕組みとなっている。

利用対象については、一人暮らしの高齢者や高齢者のみで寝たきりの方がいる世帯などであり、利用料金は非課税世帯については無料となっている。

今年度は現在の利用者の切り替えを行い、来年度については利用者を拡大したいと考えており、今後広報等で周知していきたいとのことであります。

次に、「児童発達支援センター等整備事業補助金」について。

委員より、諏訪市にある児童発達支援センターこの街きつず学園は広域的に利用できる施設であるが、概要及び岡谷からの利用者について質疑があり、以前は諏訪市で運営していたが、現在は指定管理者である「この街福祉会」が児童発達支援センターとして運営をしていくこととなり、旧諏訪警察署の跡地へ移転・新築をする費用約2億6,000万円のうち10分の1の2,600万円を広域補助基準に基づき所在市町村が2分の1、残り5市町村で2分の1を人口割で負担するものである。

児童発達支援として、岡谷市から9名の児童が通所し、また、保育所等訪問指導では1名が利用しており、合計で10名の利用となっている。

広域的に利用することができ、諏訪6市町村のほか、塩尻市、辰野町からの利用がある。

定員については、児童発達支援で30名、重度心身障害児で5名、新たにはじめる放課後等デイサービス事業で10名の合計45名となっている。

また、委員より、岡谷市の利用者がどの利用区分に該当するのか、さらに、発達障害への対応がなされるのか質疑があり、現在、児童発達支援事業では、身体障害、知的障害及び発達障害のある9名が利用しており、主に療育的な部分の指導を行っている。放課後等デイサービス事業については、新規事業のため今後希望をとりながら実施していくものである。

さらに、委員より、利用の周知方法について質疑があり、子ども課の育成支援コーディネーター、健康推進課による健診時での周知をしていくとのことであります。

次に、4款 衛生費について。

はじめに、「看護師修学支援貸付金事業」について、

委員より、利用状況について質疑があり、現在の1回生は平均年齢が35歳であり、ほとんどが家庭をもっている学生である。貸付金制度については周知しているが、准看護師時から他施設より支援を受けており、そこから引き続き支援を受けている学生も多く、修学支援貸付金の利用が無いものである。新年度についても現時点で希望は無い状況であるが、3人分となる90万円を計上している。

また、委員より、入学金、授業料の見直しについて質疑があり、県の貸付金、市の修学支援貸付金を合わせ入学期間中の諸経費を含めた支出をまかなっていきけるよう、授業料等

の検討をしているとのことであります。

次に、「すこやか食生活サポート事業」について。

委員より、個別訪問の実績について質疑があり、特定健診による訪問対象者189名のうち、精密検査では34名、重症化予防ではLDLコレステロールの高い方76名の訪問を実施したとのことである。

次に、「再生可能エネルギー等活用補助金」について。

はじめに、本会議において、「太陽光発電システム設置補助は平成26年度で終了とのことであるが、市民の需要がまだあると思われるため補助の必要性について、委員会で審査を深めてほしい」との付託事項について、

岡谷市では、平成15年度から独自に太陽光発電システム設置に対する補助を実施している。平成22年度からは、前年度における国の補助制度の動向を踏まえ補助金の見直しをする中で、設置件数の減少、設置の内容が新築住宅にシフトしてきており、既存住宅に太陽光発電システムが設置可能な方は、かなりの方が設置を完了してきていると考えられること、太陽光発電システム導入コストが低下してきていることや、国の一般住宅での設置に対する補助制度が廃止されたことを総合的に判断し、太陽光発電システムの普及を促進する上で必要な市民への啓発や導入支援といった役割は、十分に果たされたものと考え、補助を終了するものであるとのことであります。

委員より、国では補助制度の廃止など、原発再稼働を進めていきたいという意図が見えるが、市としては、再生可能エネルギーへの転換を進めていくなかで太陽光発電システム設置補助の継続をすべきではないかとの質疑があり、補助制度は様々な再生可能エネルギーに市民の目を向けていただくことが大きな趣旨である。これまで補助制度を実施する中で、市民の理解が進んだと考えられることから、太陽光発電システム設置の補助制度の役割は達成できたと考えている。

今後の補助制度は、太陽光発電以外の、地中熱や太陽熱など新しい再生可能エネルギーの活用へ転換するものであり、原発を背景として実施している補助制度ではないとのことでありました。

次に、「看護専門学校施設等改修工事」について。

委員より、工事内容とスケジュールについて質疑があり、来年度は4つの工事を予定している。1つは、平成25年度に実施した改修工事の残工事分である、職員事務室、調剤室の学校施設への転換工事、2つ目として、上下水道の整備工事、3つ目として、電気設備工事、4つ目として、警備システム整備工事である。いずれも12月頃着工予定であり、平成27年度中に完了予定とのことであります。

次に、「湖周地区ごみ処理施設整備事業」について。

委員より、国からの交付金及び最終処分場の確保について質疑があり、平成26年度、平成27年度に予定している事業に対する交付金については満額内示されており、現在、建設中の中間処理施設に係る交付金としては、最終年度である平成28年度に係る交付金が未確定となっているものである。また、最終処分場については、現在、諏訪市で地元との調整に努力いただいております、最終的な安全性等を地元の説明したいとの思いがあり、研究を進めているとのことである。また、最終処分場は中間処理施設と同時に建設できるのが理想であるが、平成25年12月時点では平成28年度夏までに最終処分場を完成させることはスケジュール的に不可能であると報告されているとのことでありました。

次に、「歳入」並びに「第1表 歳入歳出予算」及び「第3表 地方債」の担当部分については、特段質疑等ありませんでした。

次に、意見についてご報告いたします。

各種施策において高齢者福祉や障害者福祉の充実、保育料の軽減対象の拡大や中学校卒業までの福祉医療費給付の継続実施、子育て支援策の充実、ごみ減量化の推進など、積極的な予算であるが、情報漏えいや、社会保障や税情報の一元管理の問題や給付の抑制にもつながりかねないマイナンバー制度の本格導入に係る個人番号カードの発行、介護保険制度の大幅改正による事業の利用制限に加え、広域連合の負担割合に給付費割が含まれること、また、太陽光発電システム設置補助の全廃、保育園の民営化を全園で検討していくことなどを問題と考え、本案のうち、社会委員会に審査付託された部分について反対するとの意見がありました。

一方、6大事業を中心としたまとめの段階に入っている予算であり、非常に厳しい状況であるが、市全体で取り組んでいただきたい。

マイナンバー制度については、個人情報取り扱い等へ細心の注意を払い、様々な問題を克服していくことが必要であり、過去の年金問題のような事態にならないよう進めてほしい。また、予算の各項目を詳細にわたり精査し、適正なものと判断したことから、本案のうち、社会委員会に審査付託された部分について賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、議案第20号中、社会委員会担当部分については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「平成27年度 岡谷市 国民健康保険事業 特別会計予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

委員より、保険財政共同安定化事業により予算が増大することによる国保税に及ぼす影

響について質疑があり、現時点においては、直ちに国保税に影響を及ぼすものではないとのことである。

また、委員より、国保は加入者が高齢者、低所得者が中心で構造的欠陥がある。低所得者層に対する軽減が実施されており、国保会計を維持するために中堅層以上の所得者層で国保税が高額となっている。高すぎる国保税の解消についての評価について質疑があり、社会保障制度改革の中で、医療保険制度改革も実施され、1月の社会保障制度改革推進本部において、財政基盤の脆弱さによる国保制度の課題を解決し、基盤強化及び国保財政の安定を図る諸施策が骨子として示されている。

主な施策として、平成27年度以降、国において約1,700億円の財政支援措置が実施され、本市では、一般会計からの繰入金という形で平成27年度は4,660万円程が支援されると見込んでいる。さらに平成29年度からは、倍となる約3,400億円が公費で投入されるものであり、本市では約1億円の財政改善効果があると見込んでいるが、具体的な配分が未確定なため、影響がどの程度あるかはまだ不透明な状況である。

このような措置の中で、平成30年度から国保財政の責任主体が都道府県化されていくものであり、国保制度の安定化を図る諸施策が講じられてくるが、加入者の生活実態は納税相談等の機会を通じてお聞きする中では大変厳しいとの声も多いことから、国保の抱えている問題が今後どのように改善されていくのか、今後の国の動向を注視していきたいとのことでありました。

次に、意見についてご報告いたします。

平成25年度、平成26年度は一般会計からの繰り入れを実施し、国保税を据え置いてきた。

現在、加入者の多くは低所得者・高齢者であり、その生活実態等はますます厳しく、また、中堅所得層以上のモデルケースでは年額所得の1割を超える重税状況であり、それを解決するため一般会計からの繰り入れを実施しなかった点、国保税の引き下げの必要性を考える立場から、本案に反対するとの意見がありました。

一方、急激な高齢化、医療の高度化などによる医療給付費の増大など、非常に厳しい運営状態のなかで財政の安定化をしていく必要があり、かつては一般会計からの繰り入れを行っていたが、平成26年度は黒字を見込み、平成27年度については国保税の改定は行わないこと、また、平成30年度から都道府県へ事業の移管がされることへの不安は残るが、現行制度の維持についてはこれを進めていかざるを得ないこと、さらに、保険財政共同安定化分が全医療費に対象を拡大することなど歓迎すべき内容も含まれており、本案に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「平成27年度 岡谷市 霊園事業 特別会計予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

委員より、合葬式墓地への取り組みについて質疑があり、平成27年度予算への計上は無いが、合葬式墓地が必要であると認識しており研究等を進めている状況であるとのことでありました。

以上、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「平成27年度 岡谷市 訪問看護事業 特別会計予算」については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「平成27年度 岡谷市 後期高齢者医療事業 特別会計予算」について、審査の主な点をご報告いたします。

委員より、普通徴収の滞納による資格証明書の発行状況について質疑があり、平成25年度、平成26年度は発行の実績はなく、発行に際しては、納付相談等、被保険者の状況把握に努め対応していくとのことでありました。

次に、意見についてご報告いたします。

75歳以上の高齢者をひとつの医療保険に区切ること自体が医療保険制度のあり方として大変問題であること、2年に1度、保険料率が改定されるが、平成28年度の改定時には率を上げる見込みであることを踏まえると、一日も早く後期高齢者医療保険制度をなくし、年齢によらない医療保険制度の確立が必要と考える立場から、本案に反対するとの意見がありました。

一方、急激な高齢化、医療の高度化により、医療給付費の増大は避けて通れないものとなっている。

各種の軽減策も整備されており、所得による分類表もきめ細かいものとなっていることなどを勘案し、本案に賛成するという意見がありました。

以上、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「平成27年度 岡谷市 病院事業会計 予算」について、審査の主な

点をご報告いたします。

平成27年度は新病院が10月に開院することから、準備に万全を期すとともに、開院後の病院運営を軌道に乗せ、市民の期待に応えるべく全力で取り組んでまいりたいとのことである。

組織については、前年度と同様であるが、病院事業管理者が兼務していた院長職に、4月から新院長が就任することで、それぞれの職務に専念できるようになり、運営体制の大幅な強化が図れるものであるとのことであります。

職員数については、特別職を除く予算定数は合計で411人と前年度と同数であり、増減としては、病院事業管理者を除く医師は10月に歯科口腔外科に常勤医1名が着任することから、35名となり1名の増、医療技術員は95名で2名の増、事務員及び労務員が46名で3名の減となっている。なお、医師については、病院事業管理者、常勤の嘱託医である新院長及び、麻酔科医を合わせ、38名体制となるとのことである。

予算の主な点については、平成27年度は、新病院の開院と、開院後の運営を早期に軌道に乗せることが最大の目標であり、開院準備に万全を期して、病院移転を安全かつ確実に行い、新施設や機能を最大限に活かし、良質な医療の提供と患者サービスの向上を目指して、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えている。

新病院建設事業では、8月に建物本体が完成し、その後開院に向け、医療機器の設置工事等の移転準備を行っていく。また、開院後は現施設の解体工事を行い、駐車場等の整備を進めていくが、事業費としては、資本的支出の建設改良費に本体工事、敷地整備工事、工事監理等を合わせ、35億6,482万4,000円を計上し、敷地整備工事については、平成28年度までの2箇年にわたる工事となるため、債務負担行為を設定している。

新病院建設事業への財源として、再生可能エネルギー熱導入促進事業補助金1億3,240万円、一般会計負担金1億2,500万円、残りは企業債を充当する予定である。

なお、新病院への移転に係わる、机や椅子などの備品等の購入費用、患者の移送や医療機器等の移設に係わる費用、また、竣工式典及び市民見学会等に係わる諸費用などについては、特別損失に計上している。

また、新病院開院後のさらなる診療体制の充実・強化を目指し、病院スタッフの強化と人材育成及び、高齢化の進展により需要の増が見込まれているリハビリテーション科のスタッフについて引き続き充実を図っていく。

医師の体制については、最重要課題として、引き続き、大学医局へ依頼するほか、県のドクターバンクの活用、民間業者の活用などにより、全力で取り組んでまいりたいと考えている。

消費税率の引き上げや診療報酬の実質的なマイナス改定などの影響もあり、医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではあるが、病院事業管理者、並びに、新院長を中心にこれ

まで進めてきた、「思いやり」の医療の提供、「救急」、「医療安全」、「地域連携」の三本柱への取り組みを強化するとともに、高齢化の進展に対応し総合病院としての機能を充実・強化することにより、今後の病院運営を軌道に乗せてまいりたいと考えているとのことでありました。

委員より、新病院建設事業費の動向について質疑があり、建設基本構想における、90億300万円に対して、発注が残っている敷地整備をあわせ101億300万円になる見込みであるとのことである。

財源の内訳は、当初の約90億円のうち、交付税及び補助金の額が約19億円であり、残りの約71億円を病院事業及び市が負担するものであったが、変更後の約101億円のうち、交付税及び補助金の額は約41億円を確保し、残りの約60億円を病院事業及び市が負担することになり、建設事業費総額では増えているものの、病院事業及び市の負担は減額しているとのことでありました。

また、委員より、診療体制の充実には分娩の休止の解消、整形外科などの医師が少ない診療科の医師の確保などが重要であるが、今後の見込みについて質疑があり、病院運営には医師確保が重要な課題であるため、徐々にではあるが医師の体制について充実を図ってきている。

今年度4月から分娩を休止している産婦人科の医師確保については最重要課題とし、分娩再開を目指している。また、整形外科など医師の少ない診療科については、市民の高齢化にともない、症状が複数科にまたがる患者が多くなっていることなどから、診療体制をより充実させていきたいとのことである。なお、医師1人の診療科については、外来と入院患者を1人で診ていることから、医師の負担も大きく、患者の待ち時間にも影響がでることから、あらゆる手段を使って医師確保に努めてまいりたいとのことである。

さらに、委員より、来年度の組織体制として、病院事業管理者と院長が独立するが、運営上の役割について質疑があり、病院事業管理者については議会など対外的な部分を担い、院長については院内マネジメントなど対内的な部分を担うことになるとのことである。

また、互いに業務を分担及び連携しながら臨機応変に対応していくことになるとのことでありました。

次に、意見についてご報告いたします。

平成27年10月の開院に向け、新病院建設も目に見える形で進み、市民の期待も大変大きなものとなっており、これまでの職員の努力に敬意を表するものである。

また、病院事業管理者を中心に職員一丸となって、「思いやり」の医療を実践していただいているが、今後とも、患者に寄り添った医療の提供、接遇の向上や待ち時間の解消に向けてご努力をお願いしたい。

さらに、4月には新院長を迎えること、また、10月に歯科口腔外科もスタートするなど、新しい組織体制のもとで診療体制の充実が期待されるが、引き続き医師確保について

ご努力いただき、さらに、将来にわたって看護師の確保ができるよう、看護専門学校との連携も進めていただくことを要望し、本案に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。